

資料19(共通)

令和3年3月24日

障害福祉サービス等に係る事業者説明会

千葉市障害福祉サービス課

# 自立生活援助の報酬改定等について

# 自立生活援助の整備の促進

- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等を支援する自立生活援助の整備を促進するため、人員基準、支給決定の運用、報酬の見直しを行う。

## 人員基準の緩和

- 自立生活援助を必要とする障害者にサービスが行き渡るよう、別々の者を配置することとしていた「サービス管理責任者」と「地域生活支援員」の兼務を認める。

## 支給決定に係る運用の見直し

- 標準利用期間（1年）を超えて更にサービスが必要な場合について、原則1回ではなく、市町村審査会の個別審査を要件とした上で、複数回の更新を認める。

## 報酬の見直し（主なもの）

- **自立生活援助サービス費（Ⅰ）の対象者の拡充** 同居家族の死亡等により急遽一人暮らしをすることとなった者を加える。

【見直し後】

障害者支援施設や精神科病院、グループホーム等から退所等してから1年以内の者  
又は 同居家族の死亡等により単身生活を開始した日から1年以内の者

(参考)基本報酬	地域生活支援員1人当たり	
	30人未満	30人以上
自立生活援助サービス費(Ⅰ)	1,558単位/月	1,090単位/月
自立生活援助サービス費(Ⅱ)	1,166単位/月	817単位/月

- **同行支援加算の見直し** 業務の適切な評価の観点から、加算の算定方法を見直す。

【現行】同行支援加算  
(同行支援の回数にかかわらず) 500単位/月



【見直し後】同行支援加算  
(月2回まで) 500単位/月 (月3回) 750単位/月 (月4回以上) 1,000単位/月

- **夜間の緊急対応・電話対応の新たな評価** 特に業務負担が大きい深夜帯における緊急対応や電話相談に対する加算を創設。

【新設】

- イ 緊急時支援加算（Ⅰ） 711単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合+50単位/日  
・緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅等への訪問等による支援を行った場合に評価。
- ロ 緊急時支援加算（Ⅱ） 94単位/日  
・緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合に評価。

- **居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進** 住宅施策との連携や体制強化について加算として評価。

【新設】居住支援連携体制加算 35単位/月（体制加算）  
・居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合に評価。

【新設】地域居住支援体制強化推進加算 500単位/回（月1回を限度）  
・住居の確保及び居住支援に係る課題を文書により報告する等の居住支援体制強化の取組を評価。



# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

- 精神障害者等が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する観点から、当該ケアシステムの構築に資する取組を評価する。

## 夜間の緊急対応・電話相談の評価

- 自立生活援助事業者が緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅等への訪問等又は電話による相談援助を行った場合を評価。

利用者の居宅等への訪問や一時的な滞在による支援の場合  
**(新) イ 緊急時支援加算 (I) 711単位/日**

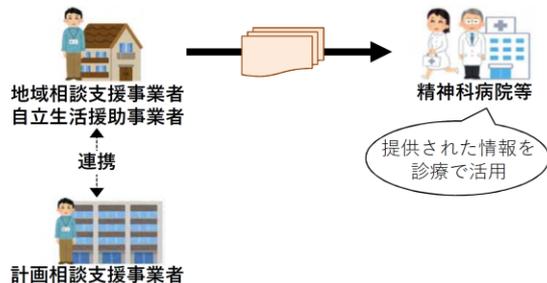
電話による相談支援を行った場合  
**(新) ロ 緊急時支援加算 (II) 94単位/日**



## 精神保健医療と福祉の連携の促進

- あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を、精神科病院等に対して情報提供することを評価。

**(新) 日常生活支援情報提供加算**  
**100単位/回 (月に1回を限度)**



## 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進

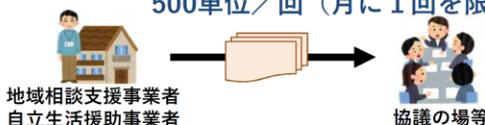
- 地域相談支援事業者又は自立生活援助事業者と居住支援法人・居住支援協議会との連携体制を評価。

**(新) 居住支援連携体制加算 35単位/月**



- 住居の確保及び居住支援に係る課題を報告する等の居住支援体制強化の取組を評価。

**(新) 地域居住支援体制強化推進加算**  
**500単位/回 (月に1回を限度)**



## ピアサポートの専門性の評価

- ピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、研修等の一定の要件を設けた上で評価。

**(新) ピアサポート体制加算 100単位/月**

- (※1) 計画相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援で算定可能。
- (※2) 就労継続支援B型についても、基本報酬の類型化に伴い、就労支援の実施に当たってのピアサポートの活躍を別途評価。
- (※3) 身体障害、知的障害においても同様に評価。

経験者としての視点で、リハビリ体験を活かした助言や共に行動をする支援



# 1. 人員基準の緩和

自立生活援助を必要とする障害者にサービスが行き渡るよう、サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務を認める。

[現行]

サービス管理責任者は地域生活支援員とは異なる者でなければならない。

[見直し後]

サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務を認める。

※ただし、基本報酬の算定に当たっての地域生活支援員の人数については、サービス管理責任者と兼務する地域生活支援員は1人につき0.5人とみなして算定する。

## 2. 支給決定に係る運用の見直し

標準利用期間を超えて更にサービスが必要な場合については、原則1回ではなく、市町村審査会の個別審査を要件とした上で、複数回の更新を認める。

### [現行]

標準利用期間(1年間)を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能である。(原則1回)

### [見直し後]

標準利用期間(1年間)を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に更新が可能である。(必要に応じて更に更新可)

### 3. 自立生活援助サービス費（Ⅰ）の対象者の拡充

現行の基本報酬については、障害者支援施設、共同生活援助、精神科病院等から退所等をしてから1年以内の者を高い報酬区分（自立生活援助サービス費（Ⅰ））、その他の者を低い報酬区分としているが、前者の対象者に、同居家族の死亡及びこれに準ずる理由として市町村が認める理由により単身生活を開始した日から1年以内の者を加える。

[現行]

自立生活援助サービス費（Ⅰ）

利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,556単位／月

利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,089単位／月

※ 障害者支援施設や精神科病院、共同生活援助等から退所等をしてから1年以内の者に対して指定自立生活援助を行った場合に加算する。

[見直し後]

自立生活援助サービス費（Ⅰ）

利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,558単位／月

利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,090単位／月

※ 障害者支援施設や精神科病院、共同生活援助等から退所等をしてから1年以内の者又は同居家族の死亡及びこれに準ずる理由として市町村が認める理由により単身生活を開始した日から1年以内の者に対して指定自立生活援助を行った場合に加算する。

## 4. 同行支援加算の見直し

同行支援加算について、業務を適切に評価する観点から、同行支援の回数に応じて評価する。

### [現行]

- ・ (回数に関わらず) 外出を伴う支援を行った場合 500単位／月

### [見直し後]

- ・ 月2回まで 外出を伴う支援を行った場合 500単位／月
- ・ 月3回 外出を伴う支援を行った場合 750単位／月
- ・ 月4回以上 外出を伴う支援を行った場合 1,000単位／月

## 5. 夜間の緊急対応・電話対応の新たな評価

業務を適切に評価する観点から、特に業務負担が大きい深夜帯における緊急対応や電話相談を評価する加算を創設する。

### 《緊急時支援加算【新設】》

イ 緊急時支援加算(Ⅰ) 711単位／日

+ 50単位／日 ※地域生活支援拠点等の場合

※ 緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜(午後10時から午前6時)に速やかに利用者の居宅等への訪問や一時的な滞在による支援を行った場合に加算する。

ロ 緊急時支援加算(Ⅱ) 94単位／日

※ 緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜(午後10時から午前6時)に電話による相談援助を行った場合に加算する。ただし、緊急時支援加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

## 6. 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進

### ①《居住支援連携体制加算【新設】》 35単位／月（体制加算）

障害者の居住先の確保及び居住支援を充実する観点から、地域相談支援事業者又は自立生活援助事業者が住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「居住支援法人」という。）又は同法第51条に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援協議会」という。）との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設け、情報共有することを評価する加算を創設する。

※ 以下のいずれの要件も満たす場合に算定する。

- (1) 居住支援法人又は居住支援協議会との連携体制を確保し、その旨公表していること。
- (2) 月に1回以上、居住支援法人又は居住支援協議会と情報連携を図る場を設けて、住宅の確保及び居住支援に係る必要な情報を共有すること。

### ②《地域居住支援体制強化推進加算【新設】》 500単位／回（月1回を限度）

自立生活援助事業者が、居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、障害者総合支援法に基づく協議会や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を報告することを評価する加算を創設する。

## 7. 精神保健医療と福祉の連携の促進

精神保健医療と福祉の情報連携の更なる推進を図る観点から、あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を精神科病院等に対して情報提供することを評価する加算を創設する。

《日常生活支援情報提供加算【新設】》 100単位／回（月1回を限度）

## 8. ピアサポートの専門性の評価

ピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、一定の要件を設けた上で、加算により評価する。

《ピアサポート体制加算【新設】》 100単位／月（体制加算）

※ピアサポート体制加算の算定要件

(1) 地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修(基礎研修及び専門研修)」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置していること(併設する事業所(計画相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援に限る。)の職員を兼務する場合は兼務先を含む業務時間の合計が0.5人以上の場合も算定可。)

- ① 障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める者
- ② 管理者又は①の者と協働して支援を行う者

なお、令和6年3月31日までの間は、経過措置として、都道府県又は市町村が上記研修に準ずると認める 研修を修了した①の者を常勤換算方法で0.5人以上配置する場合についても本要件を満たすものとする。(②の者の配置がない場合も算定可。)

(2) (1)の者により、事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

(3) (1)の者を配置していることを公表していること。